

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市多胎妊娠妊婦一般健康診査受診補助金
補助事業等の目標	多胎児を妊娠した妊婦（以下「多胎妊娠妊婦」という。）が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条の規定に基づき市が行う妊婦一般健康診査（以下「健診」という。）を単胎妊娠よりも多く受診した場合の費用を補助することにより、母体や胎児の健康を確保するとともに、経済的負担の軽減を図る。
補助事業等の対象者	市内に住所を有する多胎妊娠妊婦
補助対象経費	県内外の医療機関又は助産所において、多胎妊娠を理由に単胎妊娠よりも多く受診した健診に係る費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	多胎妊娠により、市で補助している健診に要した回数を超えた分について、健診 1 回 5,000 円を上限とし、1 回の妊娠につき 5 回を限度とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 母子保健法に基づく事業であり、多胎妊娠妊婦の健康を確保するためには、補助を行うことが不可欠であるため。
補助事業等の評価	健診に要した費用の額を証する領収書をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和 4 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 母子保健法に基づく事業であり、多胎妊娠妊婦の健康を確保するためには、補助を行うことが不可欠であるため。
情報の公表の方法等	補助事案件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助金の交付を受けようとする者は、出産後 90 日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市多胎妊娠妊婦一般健康診査受診補助金交付申請書（様式第 2 号-1） (2) 健診に要した費用の額を証する領収書の写し (3) 母子健康手帳の写し 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。

担当部署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康支援係
-------------	-----------------------

令和4年3月16日 制定（令和4年4月1日 施行）